

# 受益者負担適正化ガイドラインに基づく 手数料・使用料の算定結果について

令和8年(2026年) 1月 23日  
宝塚市



# はじめに

行政サービスは、サービスを受ける人(受益者)が負担する使用料や手数料(受益者負担額)のほか、市民からの税金(市税)により提供しています。

サービスを提供するために必要な費用(原価)に対し、受益者が負担する料金を「類似施設や近隣市の状況から決定し、その差額を市税で負担する」といった考え方ではなく、受益者がどのくらいの割合を負担するのか見える化した上で、使用料・手数料を決定することが、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性の確保や行政サービスの持続可能性を高めることにつながります。

また、宝塚市行財政経営方針(R3年7月策定)に掲げるよう、時代の変化に適応し続けるため、経営資源を効果的、効率的に配分していく必要があります。そのためには、行政サービスの提供に必要な費用を見える化し、市税負担額を明確にしておくことが重要です。

これらの考え方を背景に、受益者に対してどの程度負担を求めることが妥当か、その水準を示すものとして受益者負担適正化ガイドラインを制定(R3年11月制定、以降改定あり)しました。

本資料は、令和7年度、当該ガイドラインに基づき、手数料・使用料について算定した結果について報告するものです。

# 手数料について

# 1 手数料について

算定対象手数料 全87件(例外規定に該当する手数料(※)及び本年度料金改定したクリーンセンター所管手数料を除く)

## (1)改定する手数料 … 55件(令和8年10月1日に改定)

- ア 窓口等での交付手数料を300円から「400円」、コンビニ交付手数料を200円から「300円」に改定を行う手数料 … 53件 (次ページに考え方を記載)
- イ その他金額の手数料 … 2件

## (2)改定しない手数料 … 32件

- ア 企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めている手数料 … 20件
- イ 原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下の手数料(ア-(ア)該当手数料を除く) … 6件
- ウ その他理由 … 6件

※ 法令等で標準額が示されているもの、県条例や近隣市と協調(協定等)しているもの

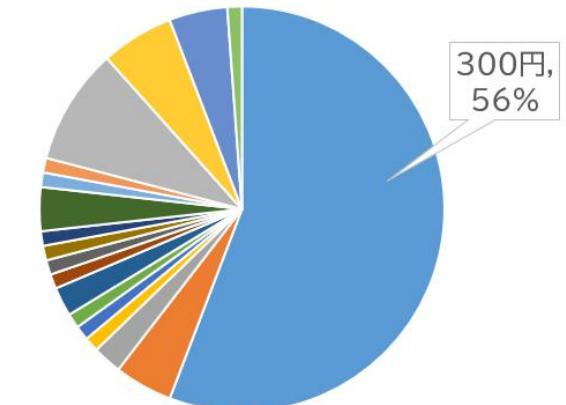
# 1 手数料について

窓口等での交付手数料を300円から「400円」、コンビニ交付手数料を200円から「300円」に改定を行う手数料の改定の考え方

ア 年間処理件数が最も多い「住民票」等、他の手数料に合わせて「現行300円」としている手数料は多く、算定対象手数料全体の56%を占めています。また、そのほとんどの原価が400円を超えており、改定が必要です。

イ このことから最も年間処理件数の多い「住民票」の手数料改定に併せて、他の現行300円の手数料(コンビニ交付200円の手数料も含む)計53件について、一斉改定を行います。

ウ 「住民票」の発行手数料について、原価算定結果は以下のとおり。



算定対象手数料のうち「300円」の手数料の割合

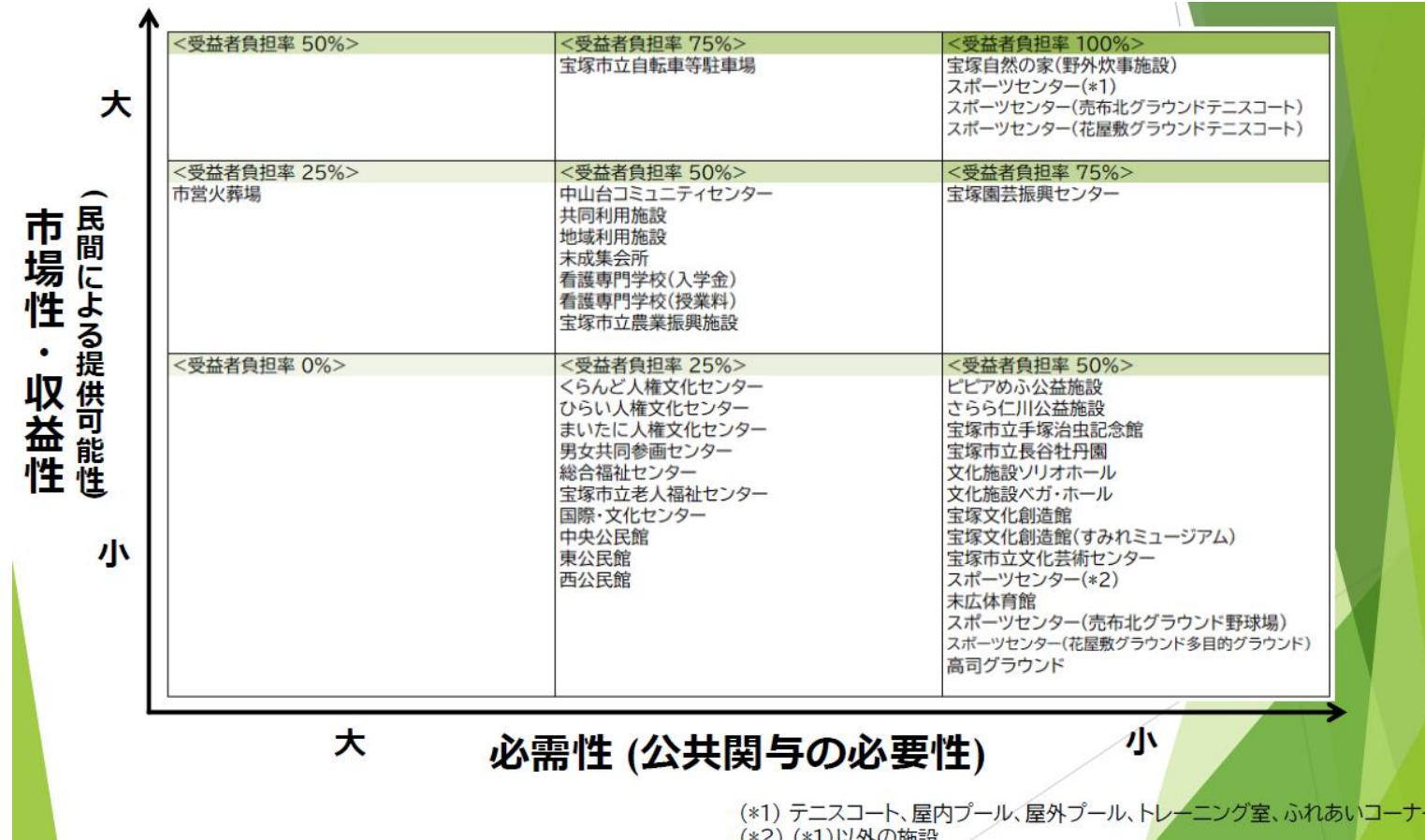
手数料	現行	改定後
住民票	300円(原価481円・乖離率60.39%(約1.60倍))	400円(300円×上限1.5倍、百円未満切り捨て)
住民票(コンビニ交付)	200円(原価371円・乖離率85.67%(約1.85倍))	300円(200円×上限1.5倍)

# 使用料について

# 2 使用料について

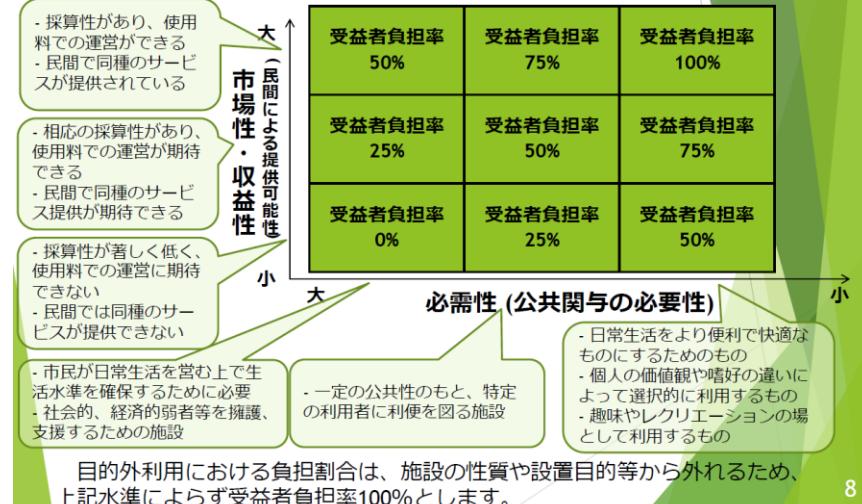
## (1) 受益者負担率の設定について

必需性(公共関与の必要性)および市場性・収益性(民間による提供可能性)を軸に、以下のように受益者負担率を設定しています。



### 3 (3) 受益者負担率の水準

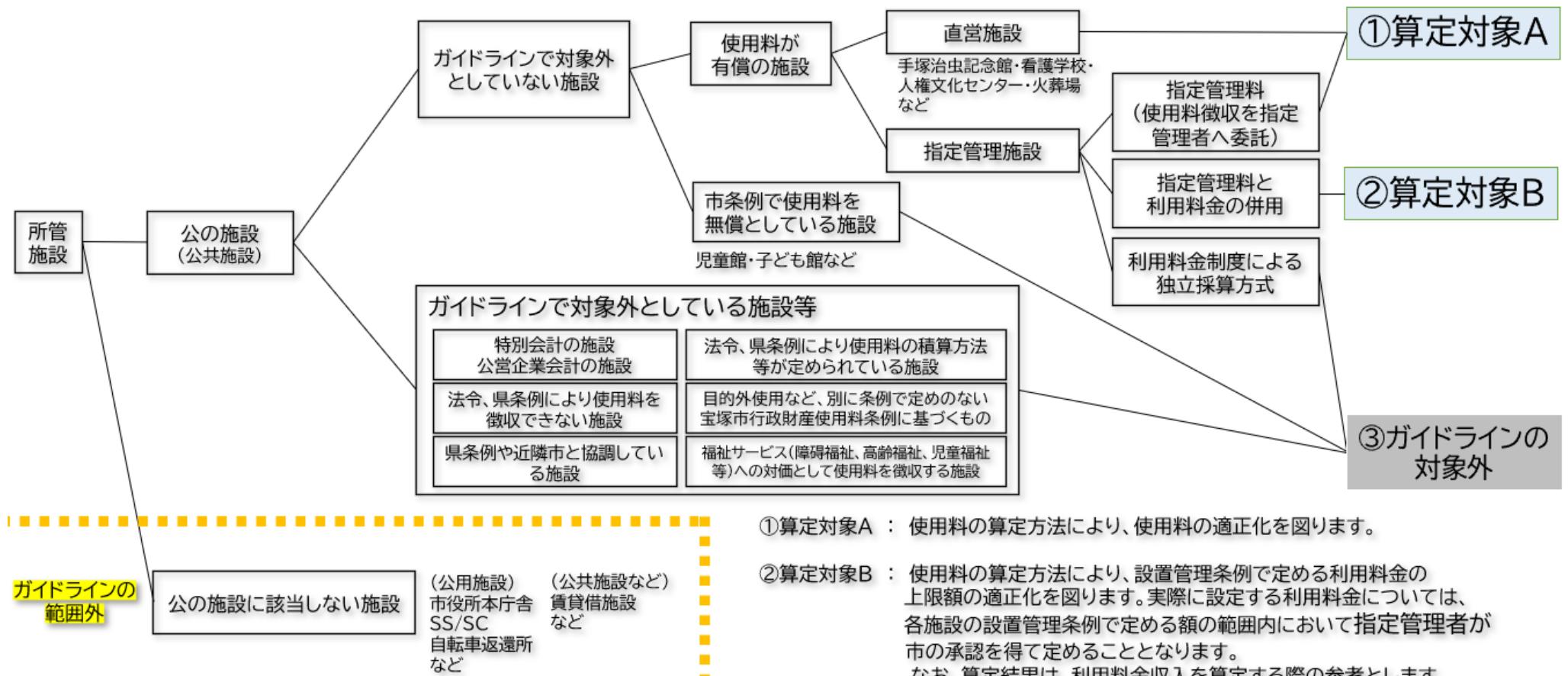
必需性(公共関与の必要性)および市場性・収益性(民間による提供可能性)を軸に、受益者負担率を決定します。



## 2 使用料について

### (2) 算定対象について

市が保有する公の施設について、以下のように分類し「①算定対象A」「②算定対象B」を対象に算定しました。  
また「駐車場」については、原価や受益者負担率に依らず、近隣駐車料金との均衡を考慮し、金額を決定しました。



## 2 使用料について

### (3)算定結果 算定対象A(市直営又は使用料徴収を委託している指定管理施設)

ア 人権文化センター(3施設)、市営火葬場、手塚治虫記念館、については、算定結果に基づき、使用料を改定します。  
(令和8年10月1日に改定(手塚治虫記念館は令和9年3月1日に改定))

- イ 看護専門学校は別途、新病院整備と合わせてあり方を検討していくことから、今回は見直しを行いません。
- ウ 宝塚市立自転車等駐車場は、現行の使用料と理論上の使用料の乖離率が10%以下であることから、改定しません。

No	施設名	現行の使用料(円)	理論上の使用料(円)	理論上の使用料との 乖離率(%)	改定率
1	宝塚市立くらんど人権文化センター	19,600	75,003.93	282.67	1.5倍(ガイドライン上の上限)
2	宝塚市立ひらい人権文化センター	4,500	57,990.15	1188.67	1.5倍(ガイドライン上の上限)
3	宝塚市立まいたに人権文化センター	15,500	63,567.13	310.11	1.5倍(ガイドライン上の上限)
4	宝塚市営火葬場	10,000	15,313.58	53.14	1.5倍(ガイドライン上の上限)
5	宝塚市立手塚治虫記念館	700	879.74	25.68	算定結果に基づき改定(700円→900円)
6	宝塚市立看護専門学校	680,000	813,679.78	19.66	改定なし
7	宝塚市立自転車等駐車場	2,400	2,491.69	3.82	改定なし

## 2 使用料について

### (4) 算定結果 算定対象B(利用料金制度を導入している指定管理施設)

ア カテゴリごとに乖離率を算出し、乖離率が50%(1.5倍)を超える社会教育施設、スポーツ施設、福祉施設、文化施設、観光施設について、各貸室等の条例上の利用料金上限額を一律1.5倍に改定します。

イ 公益施設、コミュニティ施設等、農業振興施設については、実際の利用料金と理論上の利用料金の乖離率がマイナス又は10%以下であることから、改定しません。

ウ 実際の利用料金については、今後、お知らせいたします。(令和7年12月19日時点で条例上の”上限額”を改定したものであり、料金設定は別途決定いたします)

カテゴリ	該当施設	該当施設 全体の乖離率	改定率
社会教育施設	宝塚市立西公民館、宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館	243.25%	3.43倍→1.5倍(ガイドライン上の上限)
スポーツ施設	宝塚市立スポーツセンター、宝塚市立花屋敷グラウンド、宝塚市立高司グラウンド、宝塚市立壳布北グラウンド、宝塚市立末広体育館	109.57%	2.09倍→1.5倍(ガイドライン上の上限)
福祉施設	宝塚市総合福祉センター、宝塚市立老人福祉センター	56.75%	1.56倍→1.5倍(ガイドライン上の上限)
文化施設	宝塚市立文化施設ソリオホール、宝塚市立文化施設ベガ・ホール、宝塚市立国際・文化センター、宝塚市立宝塚文化創造館、宝塚市立文化芸術センター	153.38%	2.53倍→1.5倍(ガイドライン上の上限)
観光施設	宝塚市立長谷牡丹園	273.92%	3.73倍→1.5倍(ガイドライン上の上限)
公益施設	さらら仁川公益施設、ピピアめふ公益施設	-33.08%	—
コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設(24施設)、宝塚市立地域利用施設(7施設)、宝塚市立中山台コミュニティセンター、宝塚市立未成集会所、宝塚市立男女共同参画センター	-9.90%	—
農業振興施設	宝塚市立農業振興施設、宝塚市立宝塚園芸振興センター	3.03%	—

## 2 使用料について

### (5)駐車場

ア 市役所内駐車場および末広中央公園駐車場の料金については、**近隣駐車料金との均衡を考慮した料金設定とともに、無料時間の設定については隣接する中央公民館の開館時間も踏まえ、以下のとおり改定します。**(令和8年10月1日に改定)

	現行	改定額
市役所内駐車場 末広中央公園 駐車場	最初の60分無料 以降、100円/30分(最大料金なし)	(年末年始を除く 入庫時間が8:00～21:00) 最初の60分無料、以降、100円/ <b>20分</b> (最大料金なし) (年末年始の終日 または 入庫時間が21:00～8:00) <b>100円/20分 (60分無料なし &amp; 最大料金なし)</b> ※ 市役所内駐車場については、21:00から8:00の入庫又は年末年始の入庫であっても、戸籍の届出等の行政手続のための来庁者については、1時間無料措置を実施

イ 以下の駐車場の料金について、**条例上の上限額を100円/20分に改定します。**

東公民館駐車場、西公民館駐車場、スポーツセンター駐車場、売布北グラウンド駐車場、花屋敷グラウンド駐車場、高司グラウンド駐車場

ウ あいあいパーク(長尾SC)駐車場については、今後、無料時間設定を見直します(複合施設であるため、各施設と調整を図り、主に夜間の無料時間を廃止する予定。条例上の規定はなし)。

エ ベガ・ホール駐車場、文化創造館駐車場、文化芸術センター駐車場、宝塚駅前駐車場、武田尾駅前駐車場については、近隣駐車料金との均衡を考慮した結果、見直しを行いません。

## 2 使用料について

### (6) その他の改正内容について

#### ア 市外利用、営利等利用にかかる料金規定の追加・整理

条例に記載する利用料金の上限額を市民利用の上限額に統一するとともに、市外利用の料金は市民利用の利用料金の上限額の2倍、営利利用など相当な理由があると認められる場合には利用料金をさらに2倍とする規定について、施設の利用実態に合わせて条例に規定します。

直営施設の使用料についても同様に市民料金と市民以外の料金がわかるよう、条例に規定します。

#### イ 除外・減免規定の見直し

「60歳以上」利用者への利用料金の条例上の除外・減免規定について、対象年齢を「65歳以上」に統一します。

(該当施設:宝塚市立老人福祉センター、宝塚市総合福祉センター、宝塚市立手塚治虫記念館<sup>(※1)</sup>)

※1 手塚治虫記念館については規則改正で対応

### 3 今後のスケジュール

### 3 今後のスケジュール

#### (1) 料金改定年月日について

各区分ごとの料金改定年月日は以下のとおりです。

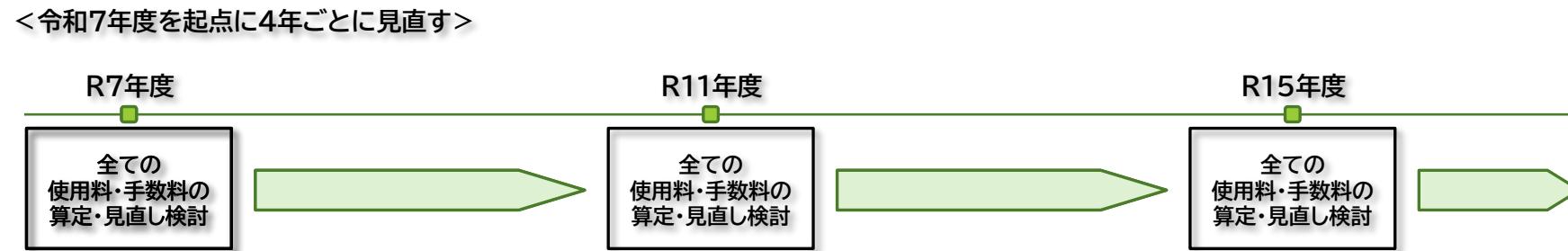
今後、広報たからづかや市ホームページ、各種施設や窓口等で周知を図ります。

区分	改定年月日
手数料(55件)	令和8年10月1日
<b>使用料 算定対象A</b> ・宝塚市立くらんど人権文化センター ・宝塚市立ひらい人権文化センター ・宝塚市立まいたに人権文化センター ・宝塚市営火葬場 　・宝塚市立手塚治虫記念館	令和8年10月1日 (宝塚市立手塚治虫記念館のみ令和9年3月1日)
<b>使用料 算定対象B</b> ・各指定管理施設(52施設)	条例上の上限額の範囲内で、今後、指定管理者が市の承認を得て <b>利用料金</b> (市民利用、市外利用、営利等利用)を決定 (宝塚市立老人福祉センター、宝塚市総合福祉センターの除外減免規定は令和8年10月1日に改定)
<b>使用料 駐車場</b> ・市役所内駐車場 ・未広中央公園駐車場	令和8年10月1日

### 3 今後のスケジュール

#### (2) 次回見直し時期

- ・ガイドラインに基づき、原則4年ごとに見直します。次回は令和11年度に実施する予定です。
- ・ただし、物価変動などの社会経済情勢の変化や利用者数の変動、消費税率の改定など、大きな変化があった時には、その都度、適切に反映させることとします。



## (別紙)算定結果一覧

### 1 手数料(改定あり)

No	手数料の名称	手数料(円)	手数料の原価(円)	原価との乖離率(%)	改定後の手数料(円)	備考
1	課税証明書	300	476.21	58.74	400	
2	課税証明書(コンビニ交付)	200	570.14	185.07	300	
3	法人所在地証明書	300	412.38	37.46	400	
4	納税証明等手数料	300	572.38	90.79	400	
5	土地、建物又は償却資産に関する証明	300	495.91	65.30	400	
6	住民票	300	481.17	60.39	400	
7	住民票(コンビニ交付)	200	371.34	85.67	300	
8	除票	300	566.58	88.86	400	
9	広域交付住民票	300	1,081.93	260.64	400	
10	住民票記載事項証明	300	415.31	38.44	400	
11	印鑑登録	250	1,067.32	326.93	300	250円×上限1.5倍=300円(住民票同様、100円未満切捨)
12	印鑑登録証明書	300	407.16	35.72	400	
13	印鑑登録証明書(コンビニ交付)	200	371.27	85.63	300	
14	戸籍附票	300	485.91	61.97	400	
15	戸籍附票(コンビニ交付)	200	466.76	133.38	300	
16	身分証明書	300	448.08	49.36	400	
17	その他証明	300	723.22	141.07	400	
18	地縁団体認可証明書手数料	300	1,172.95	290.98	400	
19	地縁団体印鑑登録証明手数料	300	1,172.95	290.98	400	
20	火葬済証明書	300	407.58	35.86	400	
21	分骨証明書	300	407.58	35.86	400	
22	死体埋火葬許可証交付済証明書	300	407.58	35.86	400	
23	市営霊園使用に係る各種証明手数料	300	407.58	35.86	400	
24	市営霊園使用許可証の書き換え又は再交付手数料	300	407.58	35.86	400	
25	犬の登録原簿証明手数料	300	407.58	35.86	400	
26	農用地区域に関する証明	300	10,810.55	3,503.52	400	
27	納税猶予の特例適用の農地等該当証明書	300	4,614.18	1,438.06	400	

No	手数料の名称	手数料(円)	手数料の原価(円)	原価との乖離率(%)	改定後の手数料(円)	備考
28	引き続き農業経営を行っている旨の証明願	300	4,614.18	1,438.06	400	
29	非農地証明願	300	9,294.55	2,998.18	400	
30	相続税の納税猶予に関する適格者証明書	300	4,614.18	1,438.06	400	
31	耕作証明等	300	4,647.28	1,449.09	400	
32	受理証明願	300	9,294.55	2,998.18	400	
33	農園用地貸付を行った旨の証明	300	9,294.55	2,998.18	400	
34	生産綠地に係る農業の主たる從事者証明願	300	9,294.55	2,998.18	400	
35	農業者証明書(都市計画法施行規則第60条の規定に基づき、当該建築物が都市計画法第29条第1項第2号に該当し開発許可等を要しないことを証明する証明書)	300	4,647.28	1,449.09	400	
36	計量に関する事務に関する証明書交付手数料	300	387.27	29.09	400	
37	育成料未納証明書発行手数料	300	387.27	29.09	400	
38	保育料未納がないことの証明にかかる手数料	300	387.27	29.09	400	
39	業務履行実績証明書交付手数料	300	309.82	3.27	400	
40	市制施行証明書交付手数料	300	2,323.64	674.55	400	
41	関係証明書等交付手数料	300	308.16	2.72	400	
42	再試験料	1000	3,505.78	250.58	2,000	阪神間各校は左記額であること及び再試験を抑止するため
43	都市計画道路証明手数料	300	1,549.09	416.36	400	
44	都市計画関係証明手数料	300	9,294.55	2,998.18	400	
45	自動車保管場所使用確認証明手数料	300	774.55	158.18	400	
46	市営住宅入居証明手数料	300	774.55	158.18	400	
47	市営住宅家賃納付証明手数料	300	774.55	158.18	400	
48	学校給食費の未納がないことの証明にかかる手数料	300	387.27	29.09	400	
49	預かり保育料の未納がないことの証明にかかる手数料	300	387.27	29.09	400	
50	証明書発行手数料(資格証再発行 等)	300	774.55	158.18	400	
51	建築基準法令の規定による処分に係る建築物(工作物を含む。)の台帳記載事項の証明手数料	300	774.55	158.18	400	
52	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の18に規定する計画書及び第11条の3第1項各号に規定する建築計画概要書等の写しの交付手数料	300	387.27	29.09	400	
53	長期優良住宅の認定に関する証明	300	774.55	158.18	400	
54	建築基準法施行規則第9条に規定する図面の写しの交付申請手数料	300	387.27	29.09	400	
55	宅地造成等工事に関する証明手数料	300	774.55	158.18	400	

2 手数料(改定なし)

No	手数料の名称	手数料(円)	手数料の原価(円)	原価との乖離率	改定しない理由
1	住民基本台帳閲覧	250	272.31	8.92	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下
2	住宅用家屋証明申請手数料	1,300	1,161.82	-10.63	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下
3	犬の登録手数料	3,000	1,586.00	-47.13	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下
4	犬の鑑札の再交付手数料	1,600	1,345.00	-15.94	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下
5	狂犬病予防注射済票交付手数料	550	543.00	-1.27	その他
6	狂犬病予防注射済票再交付手数料	340	333.00	-2.06	その他
7	土地の境界に関する証明	600	619.64	3.27	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下
8	受験料	20,000	18,138.92	-9.31	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下
9	検診等に係る証明書	2,000	1,446.14	-27.69	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
10	検診等以外に係る証明書(市長が定める様式による場合(予防接種歴証明書(英文)))	1,000	774.55	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
11	検診等以外に係る証明書(上記以外の様式による場合)	4,000	3,098.18	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
12	診断書(死亡診断書)	4,000	3,098.18	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
13	診断書(上記以外のもの)	2,000	1,549.09	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
14	検診等以外に係る証明書(市長が定める様式による場合(予防接種歴証明書))	0	774.55	-	その他
15	死亡診断書	4,000	3,098.18	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
16	上記以外の診断書	2,000	1,549.09	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
17	諸証明書	2,000	1,549.09	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
18	死亡診断書	4,000	3,098.18	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
19	上記以外の診断書	2,000	1,549.09	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
20	諸証明書	2,000	1,549.09	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
21	身体障害者診断書兼意見書	3,000	27,883.66	829.46	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
22	障害児者福祉手当認定診断書	3,000	23,236.38	674.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
23	特別児童扶養手当認定診断書	3,000	23,236.38	674.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
24	特例補装具意見書	3,000	18,589.11	519.64	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
25	補装具意見書	2,000	18,589.11	829.46	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
26	普通診断書・健康診断書	2,000	9,294.55	364.73	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため

No	手数料の名称	手数料(円)	手数料の原価(円)	原価との乖離率	改定しない理由
27	療育手帳請求用証明書	0	9,294.55	-	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
28	普通意見書(入所意見書)	1,000	4,647.28	364.73	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
29	補装具処方箋	500	4,647.28	829.46	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めていたため
30	個人情報開示請求に係る手数料(A3以下(白黒)1面)	10	4,647.28	46,372.77	その他
31	個人情報開示請求に係る手数料(A3以下(カラー)1面)	50	4,647.28	9,194.55	その他
32	個人情報開示請求に係る手数料(光ディスク1枚)	100	4,647.28	4,547.28	その他

3 (参考)市が手数料を決めることができないもの(法令や県条例等で標準額が示されているもの)

No	手数料の名称	手数料(円)	改定しない理由
1	自動車臨時運行許可申請手数料	750	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
2	戸籍謄抄本	450	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
3	除籍謄抄本	750	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
4	受理証明書	350	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
5	受理証明書(21号書式)	1,400	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
6	戸籍届書記載事項証明	350	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
7	除籍記載事項証明書	450	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
8	戸籍謄抄本(コンビニ交付)	350	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
9	広域交付戸籍謄抄本	450	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
10	広域交付除籍・改製原戸籍謄抄本	750	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
11	戸籍電子証明書提供用識別符号	400	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
12	除籍電子証明書提供用識別符号	700	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
13	広域交付戸籍電子証明書提供用識別符号	400	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
14	広域交付除籍電子証明書提供用識別符号	700	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
15	危険物規制事務手数料	209,000	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
16	計量管理の方法の検査手数料	7,400	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
17	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約締結に係る手数料	21,000	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
18	行政機関等匿名加工情報の作成に要する手数料(1時間当たり)	3,950	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
19	行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額	行政機関等匿名加工情報の作成に係る委託内容によって決定	例外規定該当 法令等で標準額が示されているもの
20	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料(床面積の合計が30平方メートル以内のもの)	11,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの

No	手数料の名称	手数料(円)	改定しない理由
21	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料(床面積の合計が30平方メートルを超えるもの)	19,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
22	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料(床面積の合計が100平方メートルを超えるもの)	53,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
23	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料(床面積の合計が200平方メートルを超えるもの)	57,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
24	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料(床面積の合計が300平方メートルを超えるもの)	68,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
25	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料(床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの)	221,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
26	中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料(床面積の合計30平方メートルを超えるもの)	18,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
27	中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料(床面積の合計が100平方メートルを超えるもの)	25,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
28	中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料(床面積の合計が200平方メートルを超えるもの)	34,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
29	中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料(床面積の合計が300平方メートルを超えるもの)	47,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
30	中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料(床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの)	157,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
31	中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料(床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの)	232,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
32	建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料(床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの)	120,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
33	道路の位置の指定申請手数料	50,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
34	建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料	27,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
35	建築物の敷地と道路との関係の許可申請手数料	33,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
36	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
37	仮設興行場等建築許可申請手数料(3月以内の期間を定めて許可する場合以外の場合)	120,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
38	用途地域等における建築等許可申請手数料	180,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの

No	手数料の名称	手数料(円)	改定しない理由
39	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料(建築物の数が2以上である場合)	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
40	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
41	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料(小荷物専用昇降機以外のもの)	一の建築設備につき16,000円	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
42	建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料(小荷物専用昇降機以外のもの)	一の建築設備につき19,000円	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
43	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
44	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合証が添付されている場合/一戸建ての住宅/床面積の合計が200平方メートル未満のもの)	7,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
45	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合証が添付されている場合/一戸建ての住宅/床面積の合計が200平方メートル以上のもの)	7,500	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
46	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合証が添付されている場合/共同住宅等/床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの)	67,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
47	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合証が添付されている場合/複合建築物/住宅部分/床面積の合計が300平方メートル未満のもの)	12,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
48	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(別に市長が定める機関により作成された建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類が添付されている場合又は別に市長が定める書類が添付されている場合/一戸建ての住宅/床面積の合計が200平方メートル未満のもの)	6,900	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
49	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料(床面積の合計が200平方メートル以内のもの)	16,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
50	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料(対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの)	28,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
51	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料(床面積の合計が200平方メートル以内のもの)	9,100	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
52	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料(対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの)	17,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
53	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(床面積の合計が200平方メートル以内のもの)	16,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの

No	手数料の名称	手数料(円)	改定しない理由
54	計画の認定を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	16,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
55	屋外広告物許可申請手数料 (貼り紙・貼り札) 単位:100枚	300	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
56	屋外広告物許可申請手数料 (看板・広告板・広告棟)5m <sup>2</sup> 未満 1枚又は1基	1,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
57	屋外広告物許可申請手数料 (看板・広告板・広告棟)5m <sup>2</sup> 以上10m <sup>2</sup> 未満 単位:1枚又は1基	2,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
58	屋外広告物許可申請手数料 (看板・広告板・広告棟)10m <sup>2</sup> 以上15m <sup>2</sup> 未満 単位:1枚又は1基	3,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
59	屋外広告物許可申請手数料 (看板・広告板・広告棟)15m <sup>2</sup> 超 単位:1枚又は1基※3000円に15m <sup>2</sup> を超える5m <sup>2</sup> 又はその端数ごとに1000円加算	4,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
60	屋外広告物許可申請手数料 (アーチによるもの) 単位:1基	4,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
61	屋外広告物許可申請手数料 (宣伝車) 単位:1台	2,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
62	屋外広告物許可申請手数料 (アーチによるもの) 単位:1個	800	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
63	屋外広告物許可申請手数料 (電柱・街灯利用広告物) 単位:1個	300	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
64	屋外広告物許可申請手数料 (標識利用広告物) 単位:1個	300	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
65	屋外広告物許可申請手数料 (車体利用広告物)表示面積3m <sup>2</sup> 以下 単位:1個	300	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
66	屋外広告物許可申請手数料 (車体利用広告物)表示面積3m <sup>2</sup> 超 単位:1個	2,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
67	屋外広告物許可申請手数料 (広告幕) 単位:1枚	300	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
68	屋外広告物許可申請手数料 (立看板) 単位:1個	300	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
69	屋外広告物許可申請手数料 (のぼり・旗) 単位:1個	300	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
70	屋外広告物許可申請手数料 (その他広告物) 単位:1枚、1基又は1個	300	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
71	開発行為許可申請手数料(自己用、0.1ha未満)	8,600	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
72	開発行為許可申請手数料(自己用、1.0ha～3.0ha未満)	130,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
73	開発行為許可申請手数料(自己業務用、0.1ha未満)	13,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの

No	手数料の名称	手数料(円)	改定しない理由
74	開発行為許可申請手数料(自己業務用、0.1ha～0.3ha未満)	30,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
75	開発行為許可申請手数料(自己業務用、0.3ha～0.6ha未満)	65,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
76	開発行為許可申請手数料(自己業務用、0.6ha～1.0ha未満)	120,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
77	開発行為許可申請手数料(自己業務用、3.0ha～6.0ha未満)	270,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
78	開発行為許可申請手数料(自己業務用、6.0ha～10.0ha未満)	340,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
79	開発行為許可申請手数料(自己業務用、10.0ha以上)	480,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
80	開発行為許可申請手数料(その他、0.1ha未満)	86,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
81	開発行為許可申請手数料(その他、0.1ha～0.3ha未満)	130,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
82	開発行為許可申請手数料(その他、0.3ha～0.6ha未満)	190,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
83	開発行為許可申請手数料(その他、0.6ha～1.0ha未満)	260,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
84	開発行為許可申請手数料(その他、1.0ha～3.0ha未満)	390,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
85	開発行為許可申請手数料(その他、3.0ha～6.0ha未満)	510,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
86	開発行為許可申請手数料(その他、6.0ha～10.0ha未満)	660,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
87	開発行為変更許可申請手数料(許可申請手数料の1/10:その他開発、0.1ha未満)	8,600	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
88	開発行為変更許可申請手数料(その他の変更)	10,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
89	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	46,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
90	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	26,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
91	建築許可申請手数料(0.1ha未満)	6,900	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
92	開発許可等不要証明手数料	4,600	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
93	地位承継申請手数料(自己居住用)	1,700	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
94	地位承継申請手数料(その他)	17,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
95	開発登録簿の写しの交付手数料	470	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの

No	手数料の名称	手数料(円)	改定しない理由
96	宅地造成工事変更許可申請手数料(0.05ha以内)	12,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
97	宅地造成工事変更許可申請手数料(0.05haを超える0.1ha以内)	21,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
98	宅地造成工事変更許可申請手数料(0.1haを超える0.2ha以内)	31,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
99	宅地造成工事変更許可申請手数料(0.2haを超える0.5ha以内)	47,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
100	宅地造成工事変更許可申請手数料(0.5haを超える1.0ha以内)	67,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
101	宅地造成工事変更許可申請手数料(1.0haを超える2.0ha以内)	110,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
102	宅地造成工事変更許可申請手数料(2.0haを超える4.0ha以内)	170,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
103	宅地造成工事変更許可申請手数料(4.0haを超える7.0ha以内)	250,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
104	宅地造成工事変更許可申請手数料(10.0haを超える)	420,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
105	宅地造成工事変更許可申請手数料(その他の変更)	10,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
106	優良宅地造成認定申請手数料(0.1ha未満)	86,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
107	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(500m³以内)	13,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
108	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(500m³超え1000m³以内)	24,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
109	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(1000m³超え2000m³以内)	36,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
110	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(2000m³超え3000m³以内)	54,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
111	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(3000m³超え5000m³以内)	66,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
112	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(5000m³超え10000m³以内)	90,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
113	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(10000m³超え20000m³以内)	144,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
114	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(20000m³超え40000m³以内)	218,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
115	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(40000m³超え70000m³以内)	346,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
116	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(70000m³超え100000m³以内)	488,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの

No	手数料の名称	手数料(円)	改定しない理由
117	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料(100000m <sup>3</sup> 超え)	630,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
118	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(500m <sup>3</sup> 以内)	13,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
119	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(500m <sup>3</sup> 超え1000m <sup>3</sup> 以内)	24,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
120	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(1000m <sup>3</sup> 超え2000m <sup>3</sup> 以内)	36,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
121	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(2000m <sup>3</sup> 超え3000m <sup>3</sup> 以内)	54,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
122	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(3000m <sup>3</sup> 超え5000m <sup>3</sup> 以内)	66,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
123	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(5000m <sup>3</sup> 超え10000m <sup>3</sup> 以内)	90,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
124	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(10000m <sup>3</sup> 超え20000m <sup>3</sup> 以内)	144,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
125	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(20000m <sup>3</sup> 超え40000m <sup>3</sup> 以内)	218,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
126	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(40000m <sup>3</sup> 超え70000m <sup>3</sup> 以内)	346,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
127	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(70000m <sup>3</sup> 超え100000m <sup>3</sup> 以内)	488,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
128	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(100000m <sup>3</sup> 超え)	630,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
129	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料(その他の変更)	10,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
130	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料(3000m <sup>3</sup> 以内)	3,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの

No	手数料の名称	手数料(円)	改定しない理由
131	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料(3000m <sup>3</sup> 超え20000m <sup>3</sup> 以内)	6,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
132	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料(20000m <sup>3</sup> 超え40000m <sup>3</sup> 以内)	12,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
133	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料(40000m <sup>3</sup> 超え70000m <sup>3</sup> 以内)	24,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
134	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料(70000m <sup>3</sup> 超え100000m <sup>3</sup> 以内)	42,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
135	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料(100000m <sup>3</sup> 超え)	60,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
136	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(500m <sup>3</sup> 以内)	11,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
137	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(500m <sup>3</sup> 超え1000m <sup>3</sup> 以内)	13,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
138	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(1000m <sup>3</sup> 超え2000m <sup>3</sup> 以内)	16,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
139	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(2000m <sup>3</sup> 超え3000m <sup>3</sup> 以内)	19,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
140	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(3000m <sup>3</sup> 超え5000m <sup>3</sup> 以内)	28,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
141	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(5000m <sup>3</sup> 超え10000m <sup>3</sup> 以内)	31,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
142	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(10000m <sup>3</sup> 超え20000m <sup>3</sup> 以内)	38,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
143	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(20000m <sup>3</sup> 超え40000m <sup>3</sup> 以内)	52,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
144	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(40000m <sup>3</sup> 超え70000m <sup>3</sup> 以内)	72,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
145	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(70000m <sup>3</sup> 超え100000m <sup>3</sup> 以内)	100,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
146	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(100000m <sup>3</sup> 超え)	130,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
147	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(500m <sup>3</sup> 以内)	11,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
148	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(500m <sup>3</sup> 超え1000m <sup>3</sup> 以内)	13,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
149	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(1000m <sup>3</sup> 超え2000m <sup>3</sup> 以内)	16,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
150	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(2000m <sup>3</sup> 超え3000m <sup>3</sup> 以内)	19,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの
151	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(3000m <sup>3</sup> 超え5000m <sup>3</sup> 以内)	28,000	例外規定該当県条例や近隣市と協調しているもの

No	手数料の名称	手数料(円)	改定しない理由
152	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(5000m <sup>3</sup> 超え10000m <sup>3</sup> 以内)	31,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
153	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(10000m <sup>3</sup> 超え20000m <sup>3</sup> 以内)	38,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
154	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(20000m <sup>3</sup> 超え40000m <sup>3</sup> 以内)	52,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
155	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(40000m <sup>3</sup> 超え70000m <sup>3</sup> 以内)	72,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
156	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(70000m <sup>3</sup> 超え100000m <sup>3</sup> 以内)	100,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
157	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(100000m <sup>3</sup> 超え)	130,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
158	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料(その他の変更)	10,000	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの
159	宅地造成等工事許可不要証明書交付申請手数料	4,600	例外規定該当 県条例や近隣市と協調しているもの

4 使用料 算定対象A(市直営又は使用料徴収を委託している指定管理施設)

No	施設名	使用料の単位	現行の使用料(円)	理論上の使用料(円)	理論上の使用料との乖離率(%)	改正内容		
						料金改定	市外/営利等規定の追加 (市民料金算出のみも含む)	料金免除対象年齢の変更 (60歳→65歳)
1	宝塚市立くらんど人権文化センター	1日(全貸室等の合計)	19,600	75,003.93	282.67	1.5倍(ガイドライン上の上限)	市外規定追加	—
2	宝塚市立ひらい人権文化センター	1日(全貸室等の合計)	4,500	57,990.15	1188.67	1.5倍(ガイドライン上の上限)	市外規定追加	—
3	宝塚市立まいたに人権文化センター	1日(全貸室等の合計)	15,500	63,567.13	310.11	1.5倍(ガイドライン上の上限)	市外規定追加	—
4	宝塚市営火葬場	死亡者 1体あたり	10,000	15,313.58	53.14	1.5倍(ガイドライン上の上限)	既に市外料金規定済	—
5	宝塚市立手塚治虫記念館	1人1回	700	879.74	25.68	算定結果に基づき改定 (700円→900円)	—	規則改正予定
6	宝塚市立看護専門学校	授業料・入学金	680,000	813,679.78	19.66	改正なし(新病院整備と合わせてあり方を検討していくため)		
7	宝塚市立自転車等駐車場	1人1回(24施設分)	2,400	2,491.69	3.82	改正なし(現行の使用料と理論上の使用料の乖離率が10%以下)		

5 使用料 算定対象B(利用料金制度を導入している指定管理施設)

No	カテゴリ	施設名	使用料の単位	現行の使用料(円)	理論上の使用料(円)	乖離率(%)	改正内容		
							料金改定	市外/営利等規定の追加 (市民料金算出のみも含む)	料金免除対象年齢の変更 (60歳→65歳)
	社会教育施設 カテゴリ計	—	—	178,600	613,037.76	243.25		—	—
1	社会教育施設	宝塚市立西公民館	1日(全貸室等の合計)	61,200	163,579.55	167.29	1.5倍 (ガイドライン上の上限)	市外/営利等規定追加	—
2	社会教育施設	宝塚市立中央公民館	1日(全貸室等の合計)	53,800	205,705.20	282.35		市外/営利等規定追加	—
3	社会教育施設	宝塚市立東公民館	1日(全貸室等の合計)	63,600	243,753.01	283.26		市外/営利等規定追加	—
	スポーツ施設 カテゴリ計	—	—	576,240	1,207,603.45	109.57		—	—
4	スポーツ施設	宝塚市立スポーツセンター	1日(全貸室等の合計)	346,200	810,292.38	134.05	1.5倍 (ガイドライン上の上限)	市外/営利等規定追加	—
5	スポーツ施設	宝塚市立花屋敷グラウンド	1日(全貸室等の合計)	78,000	139,442.87	78.77		市外/営利等規定追加	—
6	スポーツ施設	宝塚市立高司グラウンド	1日(全貸室等の合計)	13,440	35,073.05	160.96		市外/営利等規定追加	—
7	スポーツ施設	宝塚市立壳布北グラウンド	1日(全貸室等の合計)	95,400	184,058.42	92.93		市外/営利等規定追加	—
8	スポーツ施設	宝塚市立未広体育館	1日(全貸室等の合計)	43,200	38,736.73	-10.33		市外/営利等規定追加	—
	福祉施設 カテゴリ計	—	—	132,400	207,541.08	56.75	1.5倍 (ガイドライン上の上限)	—	—
9	福祉施設	宝塚市総合福祉センター	1日(全貸室等の合計)	88,700	111,275.43	25.45		市外/営利等規定追加	60歳→65歳に変更
10	福祉施設	宝塚市立老人福祉センター	1日(全貸室等の合計)	43,700	96,265.65	120.29		市外/営利等規定追加	60歳→65歳に変更
	文化施設 カテゴリ計	—	—	569,050	1,441,846.32	153.38	1.5倍 (ガイドライン上の上限)	—	—
11	文化施設	宝塚市立文化施設ソリオホール	1日(全貸室等の合計)	181,900	380,061.75	108.94		市外/営利等規定追加	—
12	文化施設	宝塚市立文化施設ベガ・ホール	1日(全貸室等の合計)	141,950	201,395.52	41.88		市外/営利等規定追加	—
13	文化施設	宝塚市立国際・文化センター	1日(全貸室等の合計)	29,600	73,383.21	147.92		市外/営利等規定追加	—
14	文化施設	宝塚市立宝塚文化創造館	1日(全貸室等の合計)	90,300	126,870.32	40.50		市外/営利等規定追加	—
15	文化施設	宝塚市立文化芸術センター	1日(全貸室等の合計)	125,300	660,135.53	426.84		市外/営利等規定追加	—
	観光施設 カテゴリ計	—	—	300	1,121.76	273.92	1.5倍 (ガイドライン上の上限)	—	—
16	観光施設	宝塚市立長谷牡丹園	1人1回	300	1,121.76	273.92		—	—
	公益施設 カテゴリ計	—	—	729,500	488,189.08	-33.08	料金改定なし	—	—
17	公益施設	さらら仁川公益施設	1日(全貸室等の合計)	299,500	173,772.53	-41.98		市外/営利等規定追加	—
18	公益施設	ビビアめふ公益施設	1日(全貸室等の合計)	430,000	314,416.55	-26.88		市外/営利等規定追加	—

No	カテゴリ	施設名	使用料の単位	現行の使用料(円)	理論上の使用料(円)	乖離率(%)	改正内容		
							料金改定	市外/営利等規定の追加 (市民料金算出のみも含む)	料金免除対象年齢の変更 (60歳→65歳)
19	コミュニティ施設等	宝塚市立男女共同参画センター	1日(全貸室等の合計)	15,800	7,303.08	-53.78		市外/営利等規定追加	—
20	コミュニティ施設等	宝塚市立中山台コミュニティセンター	1日(全貸室等の合計)	73,590	136,054.29	84.88		市外/営利等規定追加	—
21	コミュニティ施設等	宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部	1日(全貸室等の合計)	56,400	38,435.17	-31.85		市外/営利等規定追加	—
22	コミュニティ施設等	宝塚市立地域利用施設御殿山会館	1日(全貸室等の合計)	36,000	49,818.61	38.39		市外/営利等規定追加	—
23	コミュニティ施設等	宝塚市立地域利用施設光明会館	1日(全貸室等の合計)	54,000	14,773.19	-72.64		市外/営利等規定追加	—
24	コミュニティ施設等	宝塚市立地域利用施設高松会館	1日(全貸室等の合計)	37,500	26,718.88	-28.75		市外/営利等規定追加	—
25	コミュニティ施設等	宝塚市立地域利用施設西谷会館	1日(全貸室等の合計)	73,500	235,420.18	220.30		市外/営利等規定追加	—
26	コミュニティ施設等	宝塚市立地域利用施設南口会館	1日(全貸室等の合計)	73,000	55,613.41	-23.82		市外/営利等規定追加	—
27	コミュニティ施設等	宝塚市立地域利用施設美座会館	1日(全貸室等の合計)	57,000	27,922.61	-51.01		市外/営利等規定追加	—
28	コミュニティ施設等	宝塚市立未成集会所	1日(全貸室等の合計)	10,500	19,850.02	89.05		市外/営利等規定追加	—
29	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設旭町会館	1日(全貸室等の合計)	17,100	14,261.37	-16.60		市外/営利等規定追加	—
30	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設安倉会館	1日(全貸室等の合計)	42,000	20,616.78	-50.91		市外/営利等規定追加	—
31	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設安倉西会館	1日(全貸室等の合計)	6,000	14,009.21	133.49		市外/営利等規定追加	—
32	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設伊子志会館	1日(全貸室等の合計)	9,000	8,240.96	-8.43		市外/営利等規定追加	—
33	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設亀井会館	1日(全貸室等の合計)	26,400	20,010.42	-24.20		市外/営利等規定追加	—
34	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設御所の前会館	1日(全貸室等の合計)	6,000	11,412.31	90.21		市外/営利等規定追加	—
35	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設高司会館	1日(全貸室等の合計)	25,000	8,501.60	-65.99		市外/営利等規定追加	—
36	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設山本会館	1日(全貸室等の合計)	48,000	28,259.71	-41.13		市外/営利等規定追加	—
37	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設山本台会館	1日(全貸室等の合計)	18,200	7,911.22	-56.53		市外/営利等規定追加	—
38	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設山本野里会館	1日(全貸室等の合計)	18,000	4,500.40	-75.00		市外/営利等規定追加	—
39	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設鹿塙会館	1日(全貸室等の合計)	16,200	13,591.82	-16.10		市外/営利等規定追加	—
40	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設小浜会館	1日(全貸室等の合計)	18,700	20,574.81	10.03		市外/営利等規定追加	—
41	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設小林会館	1日(全貸室等の合計)	48,000	20,633.75	-57.01		市外/営利等規定追加	—
42	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館	1日(全貸室等の合計)	32,400	5,758.79	-82.23		市外/営利等規定追加	—
43	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設仁川会館	1日(全貸室等の合計)	24,200	25,144.48	3.90		市外/営利等規定追加	—
44	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設川面会館	1日(全貸室等の合計)	17,400	35,920.04	106.44		市外/営利等規定追加	—
45	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設泉町会館	1日(全貸室等の合計)	21,000	10,006.38	-52.35		市外/営利等規定追加	—

料金改定なし

No	カテゴリ	施設名	使用料の単位	現行の使用料(円)	理論上の使用料(円)	乖離率(%)	改正内容		
							料金改定	市外/営利等規定の追加 (市民料金算出のみも含む)	料金免除対象年齢の変更 (60歳→65歳)
46	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設中筋会館	1日(全貸室等の合計)	37,800	26,170.72	-30.77	料金改定	市外/営利等規定追加	—
47	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設中山寺会館	1日(全貸室等の合計)	24,000	7,522.12	-68.66		市外/営利等規定追加	—
48	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設長尾南会館	1日(全貸室等の合計)	55,200	13,640.15	-75.29		市外/営利等規定追加	—
49	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設壳布会館	1日(全貸室等の合計)	17,100	14,311.96	-16.30		市外/営利等規定追加	—
50	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設美幸会館	1日(全貸室等の合計)	54,000	10,146.76	-81.21		市外/営利等規定追加	—
51	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設福井会館	1日(全貸室等の合計)	13,000	5,874.29	-54.81		市外/営利等規定追加	—
52	コミュニティ施設等	宝塚市立共同利用施設米谷会館	1日(全貸室等の合計)	33,000	45,643.13	38.31		市外/営利等規定追加	—
農業振興施設 カテゴリ計		—	—	15,500	15,968.91	3.03		—	—
53	農業振興施設	宝塚市立農業振興施設	1日(全貸室等の合計)	5,000	5,242.53	4.85	料金改定なし	—	—
54	農業振興施設	宝塚市立宝塚園芸振興センター	1日(全貸室等の合計)	10,500	10,726.38	2.16		—	—

6 使用料 駐車場(近隣駐車料金との均衡を考慮した料金設定)

No.	施設名	料金区分	現状の料金	条例上の規定	改正内容
1	市役所内駐車場	料金	100円/30分	100円/30分	100円/20分
		無料時間	最初の60分無料	最初の60分無料	午前8時から午後9時までに入庫した場合のみ1時間無料 (12/29~1/3を除く) ※ 午後9時から午前8時の入庫又は12/29~1/3の入庫であっても、戸籍の届出等の行政手続のための来庁者については、1時間無料措置を実施
2	末広中央公園駐車場	料金	100円/30分	100円/30分	100円/20分
		無料時間	最初の60分無料	最初の60分無料	午前8時から午後9時までに入庫した場合のみ1時間無料 (12/29~1/3を除く)
3	東公民館駐車場	料金	100円/30分 最大800円	100円/30分(条例上の上限額)	100円/20分(条例上の上限額)
		無料時間	最初の60分無料	—	—
4	西公民館駐車場	料金	100円/30分 最大900円	100円/30分(条例上の上限額)	100円/20分(条例上の上限額)
		無料時間	最初の60分無料	—	—
5	スポーツセンター駐車場	料金	100円/60分 (22時~翌日8時まで2,000円)	100円/30分(条例上の上限額)	100円/20分(条例上の上限額)
		無料時間	最初の60分無料	—	—
6	高司グラウンド駐車場	料金	現状、駐車料金の設定なし	100円/30分(条例上の上限額)	100円/20分(条例上の上限額)
		無料時間	—	—	—
7	壳布北グラウンド駐車場	料金	現状、駐車料金の設定なし	100円/30分(条例上の上限額)	100円/20分(条例上の上限額)
		無料時間	—	—	—
8	花屋敷グラウンド駐車場	料金	現状、駐車料金の設定なし	100円/30分(条例上の上限額)	100円/20分(条例上の上限額)
		無料時間	—	—	—
9	宝塚園芸振興センター(あいあいパーク(長尾SC))駐車場	料金	200円/30分	200円/30分(条例上の上限額)	改正なし
		無料時間	最初の60分無料 (1店舗3,000円以上で2時間無料)	—	

No.	施設名	料金区分	現状の料金	条例上の規定	改正内容
10	文化施設ベガ・ホール駐車場	料金	200円/30分 水曜(祝祭日及び年末年始を除く)8:00-19:00 最大800円 19:00-8:00 最大400円	200円/30分(条例上の上限額)	改正なし
		無料時間	最初の30分無料	—	
11	宝塚文化創造館駐車場	料金	8:00-20:00 100円/20分(最大800円) 20:00-8:00 100円/60分(最大500円)	普通自動車 400円/60分(条例上の上限額) 大型自動車 1,000円/60分(条例上の上限額)	改正なし
		無料時間	最初の20分無料	—	
12	文化芸術センター庭園駐車場	料金	8:00-20:00 100円/20分(最大800円) 20:00-8:00 100円/60分(最大500円)	普通自動車 400円/60分(条例上の上限額) 準中型自動車、中型自動車又は大型自動車 3,000円/日(条例上の上限額)	改正なし
		無料時間	最初の20分無料	—	
13	宝塚駅前駐車場	料金	400円/30分	400円/30分	改正なし
		無料時間	最初の30分無料	最初の30分無料	
14	武田尾駅前駐車場	料金	500円/回	500円/回	改正なし
		無料時間	—	—	